

旧小学校体育館の借上げに対する助成金制度のご案内

町では、町内の自治会等が主体となって取り組む地域住民のための健康増進や文化、芸術等の活動を行うために旧小学校の体育館を借上げる場合、当該施設の所有者へ支払う経費に対して予算の範囲内で助成金を交付しています。

自治会等で旧小学校体育館を使用した活動を検討されていまして、ぜひ本制度を利用し、地域活動に取り組んでいただければと考えております。

◆助成制度の対象

- 各地域の自治会
- 新冠町体育協会及び新冠町文化協会に加入している団体
- 町長が特に認めた場合

◆助成の条件

- 地域の生活館等では、対応できない活動で施設を借上げる場合。
- 同一団体の助成回数は1週間当たり3回以内とする。
- ※3回以内は助成金を支払う限度回数であり施設開放の可否は施設所有者の判断による。
- 別途、施設所有者が示す条件を遵守すること。

◆施設借上げの手続き

- 対象団体は、予め「年間使用計画書」を町へ提出すること。
- 施設の使用にあたっては、使用する団体が直接、施設所有者に申込許可を得ること。
- 施設の使用申込みは、所定の「使用申込書」を早期に施設所有者へ提出すること。
- ※「年間使用計画書」及び「使用申込書」の様式については、新冠町役場企画課企画広報統計G企画係までご連絡ください。

◆使用対象施設

- 有料老人ホーム「おうるの郷」（旧東川小学校）
- ケイセイマサキ建設 株式会社（旧大狩部小学校）

【問い合わせ先】 企画課企画広報統計G企画係 電話 0146-47-2498

※施設借上げの際に提出する「年間使用計画書」及び「使用申込書」の様式については、上記までお問合わせください。

※その他、不明な点がありましたらお問合わせください。